

指定短期入所生活介護

指定介護予防短期入所生活介護

ショートステイ あじさいの郷

重 要 事 項 説 明 書

平成26年	8月	1日	制	定
平成27年	4月	1日	改	定
平成27年	8月	1日	改	定
平成29年	4月	1日	改	定
平成30年	4月	1日	改	定
平成30年	8月	1日	改	定
平成31年	3月	18日	改	定
令和元年	10月	1日	改	定
令和2年	5月	1日	改	定
令和3年	4月	1日	改	定
令和3年	8月	1日	改	定
令和3年	11月	19日	改	定
令和4年	4月	1日	改	定
令和4年	10月	1日	改	定
令和6年	4月	1日	改	定
令和6年	6月	1日	改	定
令和6年	8月	1日	改	定

社 会 福 祉 法 人 本 荘 久 寿 会

重要事項説明書

(指定短期入所生活介護及び指定介護予防短期入所生活介護)

あなたに対する居宅サービス及び介護予防サービス提供開始にあたり、厚生省第37号第125条及び第53号133条に基づいて、当事業所があなたに説明すべき事項は次のとおりです。

1. 事業者

事業者名称	ショートステイ あじさいの郷
主たる事業所の所在地	秋田県由利本荘市水林459番地2
管理者	佐藤大
事業開始年月日	平成26年 8月 1日
法人種別	社会福祉法人
代表者名	理事長 佐藤大
電話番号	0184-23-5353

2. ご利用施設であわせて実施する事業

事業の種類	秋田県知事の事業所指定		利用定員	
	指定年月日	指定番号		
指定介護老人福祉施設	H26年 5月 1日	0570551549	50人	
居宅	指定通所介護 指定介護予防通所介護	H26年 5月 1日	0570551622	20人
	指定短期入所生活介護 指定介護予防短期入所生活介護	H26年 8月 1日	0570522904	30人

3. 事業の目的と運営方針

事業の目的	要介護認定の結果「要介護」及び「要支援」と認定された方を対象として、常に適切な指定短期入所生活介護及び指定介護予防短期入所生活介護を提供する。
施設運営の方針	「要介護」及び「要支援」状態にある高齢者に対して、可能な限りその有する能力に応じて自立した日常生活を営むことができるように、必要な日常生活上の世話及び機能訓練を行なうことにより、利用者の社会的孤立感の解消及び心身の機能の維持並びに家族の身体、精神的負担の軽減を図る。 利用者の意思及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立ってサービスの提供にあたり、明るく家庭的な雰囲気と地域・家庭との結びつきを重視した運営を行なう。 市町村をはじめ、保健・医療または福祉サービスを提供するものとの密接な連携に努める。

4. 施設の概要

(1) 敷地及び建物

敷地	17406.76㎡	
建物	構造	鉄骨造平屋建
	延べ床面積	4670.95㎡
	利用定員	30名

(2) 居室

居室の種類	室数	面積
個室A	2室	13.80㎡
個室B	8室	12.88㎡
多床室(4人部屋)	5室	46.75㎡ ※1人あたり11.68㎡

(注1) 居室の指定基準は、1人あたり10.65㎡です。

(注2) 各部屋の配置ならびに構造については、別添のパフレットを参照してください。

(3) その他主な設備

設備の種類	数	面積
食堂・談話室	1室	109.25㎡
浴室	1室	55.55㎡
医務・静養室	1室	21.76㎡

(注1) 食堂の指定基準は、1人あたり3㎡です。

(注2) 各部屋の配置ならびに構造については、別添のパフレットを参照してください。

5. 職員体制 (主たる職員)

- | | |
|-------------|---------|
| (1) 管理者 | 1名 |
| (2) 医師(嘱託医) | 1名(非常勤) |
| (3) 生活相談員 | 2名以上 |
| (4) 介護職員 | 30名以上 |
| (5) 看護職員 | 4名以上 |
| (6) 管理栄養士 | 1名 |
| (7) 機能訓練指導員 | 1名 |
| (8) 介護支援専門員 | 1名 |
| (9) 事務員 | 1名 |
| (10) 技能員 | 2名 |

6. 職員の勤務体制

従業員の職種	勤務体制
管理者	正規の勤務時間帯(8:30~17:30) 常勤で勤務
生活相談員	正規の勤務時間帯(8:30~17:30) 常勤で勤務
介護職員	①日勤 8:30 ~ 17:30 ②半日 8:30 ~ 12:30 ③早番A 6:00 ~ 15:00 ④早番B 6:30 ~ 15:30 ⑤遅番A 12:30 ~ 21:30 ⑥遅番B 13:00 ~ 22:00 ⑦夜勤 21:40 ~ 6:40
看護職員	正規の勤務時間帯(8:30~17:30) 常勤で勤務 ・夜間については、交替で自宅待機を行い、緊急時に備えます。
機能訓練指導員	正規の勤務時間帯(8:30~17:30) 常勤で勤務
医師	週2日(月曜日・木曜日 14:00~15:00)
管理栄養士	正規の勤務時間帯(8:30~17:30) 常勤で勤務

7. 営業日及びご利用の予約

営業日	年中無休
ご予約方法	ご利用の予約、利用を希望される期間の初日の2ヶ月前から受け付けております。

8. ご利用料金

	1割負担		2割負担		3割負担		
	通常	61日以上利用の場合(要支援は31日)	通常	61日以上利用の場合(要支援は31日)	通常	61日以上利用の場合(要支援は31日)	
併設型短期入所生活介護費 ※個室(従来型個室) ※4人部屋(従来型多床室)	要支援1	451円/日	442円/日	902円/日	884円/日	1353円/日	1326円/日
	要支援2	561円/日	548円/日	1122円/日	1096円/日	1683円/日	1644円/日
	要介護1	603円/日	573円/日	1206円/日	1146円/日	1809円/日	1719円/日
	要介護2	672円/日	642円/日	1344円/日	1284円/日	2016円/日	1926円/日
	要介護3	745円/日	715円/日	1490円/日	1430円/日	2235円/日	2145円/日
	要介護4	815円/日	785円/日	1630円/日	1570円/日	2445円/日	2355円/日
	要介護5	884円/日	854円/日	1768円/日	1708円/日	2652円/日	2562円/日
その他介護給付サービス加算	サービス提供体制強化加算(Ⅰ)イ	22円/日		44円/日		66円/日	
	※介護職員の総数のうち、介護福祉士の割合を80%以上上回って職員を配置 または、勤続10年以上の介護福祉士を35%以上上回って職員を配置						
	看護体制加算(Ⅰ)	4円/日		8円/日		12円/日	
	※看護師を1名以上配置						
	看護体制加算(Ⅱ)	8円/日		16円/日		24円/日	
	※看護職員の数が基準を1名以上上回って配置						
	夜勤職員配置加算(Ⅰ)	13円/日		26円/日		39円/日	
※厚生労働大臣が定める夜勤を行う職員の基準数に1名以上上回って職員を配置							
送迎加算	184円/日		368円/日		552円/日		
※入退所持に送迎を実施した場合 注) 通常の送迎サービス提供実施区域(由利本荘市、にかほ市)を超える送迎サービスを受ける場合は送迎費としてその区域を超えた時点から1kmにつき50円の加算をさせていただきます。							
介護職員等処遇改善加算(Ⅰ)	上記の所定単位数に14.0%を乗じた単位数						
滞 在 費	対象者		区分	個室(従来型個室)	4人部屋(従来型多床室)		
	生活保護受給者		利用者負担第1段階	380円/日	0円/日		
	世帯全員が市町村民税非課税者	高齢福祉年金受給者	利用者負担第2段階	480円/日	430円/日		
		年金収入等が80万円以下の方	利用者負担第3段階①	880円/日	430円/日		
		年金収入等が80万円超120万円以下の方	利用者負担第3段階②	880円/日	430円/日		
	上記以外の方		利用者負担第4段階	1,231円/日	915円/日		
食 費	利用者負担第1段階	利用者負担第2段階	利用者負担第3段階①	利用者負担第3段階②	利用者負担第4段階		
	利用者負担金	300円/日	600円/日	1,000円/日	1,300円/日	1,445円/日	
	基準費用額	[朝食430円]+[昼食535円]+[夕食480円]=[1日あたり1,445円]					
	補足給付	基準費用額と利用者負担金の差額が補足給付として介護保険から給付されます					
	欠食の場合	利用者負担金が基準費用額を上回った場合減額されます。 ◇第1・2段階：利用者負担金は変わりません。 ◇第3段階：利用者負担金が基準費用額を上回った場合減額されます。 ◇第4段階：欠食の数が減額されます。					
別途費用負担のサービスと料金	日用品費	日常生活の中で個人的に必要な物				実費	
	おむつ代	施設が使用のおむつ以外の特殊なおむつを使用する場合				実費	
	洗濯	個人的にクリーニング店等に出す場合				実費	
	教養娯楽費	クラブ活動などで使用した材料費等				実費	
	預り金管理手数料	預り金の管理を依頼した場合				30円/日	
	電気代	居室にて電気毛布を使用した場合				20円/日	
		居室にて冷蔵庫を使用した場合				30円/日	
	テレビ	テレビをレンタルした場合				50円/日	
	テレビを持込した場合				30円/日		
理容代	カット、顔剃り、部分剃り、シャンプー 耳そうじ、毛染め、パーマ ※上記より組み合わせにより、料金が決定します。				125円～ 9,700円		

9. 施設サービスの概要

運営規定別紙1「介護サービス等の一覧表」記載のとおり

10. 苦情申立窓口

ご利用者ご相談窓口 当施設	ご利用時間 ご利用方法	平日 午前8時40分～午後5時30分 電話 0184-23-5353
○苦情解決責任者 ○苦情受付窓口（担当者）		管理者 生活相談員
秋田県福祉サービス 相談支援センター	ご利用方法	秋田市旭北栄町1-5 秋田県社会福祉会館2階 電話：018-864-2726
秋田県国民健康保険 団体連合会	ご利用方法	秋田市山王四丁目2-3 秋田県市町村会館4階 電話：018-883-1550
健康福祉部 長寿支援課	ご利用方法	由利本荘市尾崎17番地 由利本荘市役所1階 電話：0184-24-6321
広域市町村圏組合	ご利用方法	由利本荘市尾崎17番地 本荘由利広域行政センター内 電話：0184-24-3347
第三者委員	○塚本 祐文（弁護士） ご利用方法 ○齋藤 久子 ご利用方法 ○高橋 美貴子 ご利用方法 ○高橋 金一 ご利用方法 ○猪股 健一 ご利用方法	電話：0184-22-3321 電話：0184-24-3464 電話：090-7932-0260 電話：0184-33-2494 電話：0184-29-2232

11. 協力医療機関

医療機関の名称	由利組合総合病院
院長名	軽部 彰宏
所在地	由利本荘市川口字家後38番地
電話番号	0184-27-1200
入院設備	有り
救急指定の有無	有り
契約の概要	当事業所の協力医療機関として指定

医療機関の名称	由利本荘医師会病院
院長名	海法 恒男
所在地	由利本荘市水林456番地4
電話番号	0184-22-0054
入院設備	有り
救急指定の有無	無し
契約の概要	当事業所の協力医療機関として指定

1 2. 当施設後利用の際に留意いただく事項

来訪・面会	来訪者は、面会時間を厳守し必ずその都度職員に届出てください。来訪者が宿泊される場合には、必ず許可を得てください。
外出	外出の際には、必ず行き先と帰宅時間を職員に申し出て下さい。
居室・設備・器具の利用	施設内の居室や設備・器具は本来の用法にしたがってご利用下さい。これに反したご利用により破損等が生じた場合、賠償していただく場合がございます。
喫煙・飲酒	喫煙は決められた場所以外ではお断りします。飲酒は出来ません。
迷惑行為等	騒音等他の入居者の迷惑になる行為はご遠慮願います。また、むやみに他の利用者の居室等に立ち入らないようにして下さい。
ハラスメント行為	家族等も含めて他の利用者及び職員に対し、一般的にハラスメントとなされる言動はご遠慮ください。
宗教活動・政治活動	施設内で他の入居者に対する宗教活動及び政治活動はご遠慮下さい。
動物飼育	施設内へのペットの持ち込み及び飼育はお断りします。

1 3. 介護保険負担限度認定申請

所得の低い方には、以下の手続きにより介護保険負担限度額認定の申請が必要となります。

- ①被保険者が保険者へ「負担限度額認定」の申請が必要
- ②保険者が申請を受理し、利用者負担第1段階～第3段階に属する被保険者について「負担限度額認定書」が交付されます。
- ③保険者から国保連に受給者情報（負担限度額認定状況）が提出されます。
- ④「認定書」を交付された被保険者は、事業者に対し「認定書」を提示しサービスを受けます。
- ⑤事業者は「認定書」を確認し、負担限度額の範囲において、利用者が負担すべき費用の支払いを受けます。

1 4. 社会福祉法人等による利用者負担減額制度

運営規定第18条（社会福祉法人等による利用者負担減額制度）の定めにより同制度の適正運用を図るものとする。

【軽減の対象者】 運営規定別紙2による。

【申請手続き】 軽減を受けようとする利用者は、保険者に対し軽減対象確認申請を行い、軽減の対象者と決定された場合、保険者から「確認証」が交付される。

【軽減の程度】 利用者負担の1/4（老人福祉年金を受給している者は1/2）を原則とし、全額の免除は行なわない。ただし、1/4を軽減してもなお生活に困窮する場合等、個々の治事情を勘案し保険者から特に認められる場合はこの限りではない。

1 5. プライバシーに配慮した介助について

職員は入浴・排泄等の目的を十分理解し、利用者の心理的負担に配慮した介助を行いません。入浴・排泄等の介助について、同性介助の意向が確認された場合には、できる限り意向に沿った介助を行いません。同性介助が人員体制上困難な場合には、利用者へ十分な説明を行い了承していただいたうえで介助させていただきます。

1 6. 個人情報保護

従業員は、その業務上知り得た入居者又はその家族の個人情報の取り扱いについて、法人が別途定める個人情報保護に関する諸規定に基づき取り扱うものとする。

17. 身体拘束廃止について

当施設では、原則として身体拘束は行いません。緊急やむをえない場合には、身体拘束廃止委員会を設けて要件の確認や判断を組織的・客観的に行い、本人や家族等へ十分な説明をしたうえで行うこともあります。その際は速やかに解除するようにいたします。

18. 高齢者虐待防止について

利用者の人権の擁護・虐待等の防止のため、必要時には市町村に通報するものとします。
(運営規定 第17条に定める)

18. 第三者による評価の実施状況

第三者による 評価の実施状況	1 あり	実施日	
		評価機関名称	
		結果の開示	1 あり 2 なし
	② なし		

19. 身元保証人および連帯保証人について

当契約において身元保証人及び連帯保証人を定めることとします。(契約書 第21条・第22条に定める)

【説明・交付欄】

当事業所は、居宅サービス及び介護予防サービスの提供開始にあたり、本重要事項説明書に基づいて、サービス内容及び重要事項を説明し、交付いたしました。

説明者 生活相談員 氏名 印

事業者 住所 秋田県由利本荘市水林459番地2
事業者名 社会福祉法人本荘久寿会
理事長 佐藤 大 印
事業所名 指定短期入所生活介護
指定介護予防短期入所生活介護
ショートステイ あじさいの郷
管理者 佐藤 大 印

【説明確認・同意欄】

私は、本重要事項説明書に基づいて、サービス内容及び重要事項の説明を受け、同意いたしました。また、本書面を受領いたしました。

令和 年 月 日
利用者 住所
氏名 印
身元引受人 住所
(契約者) 氏名 印

私は、本重要事項説明書に基づいて説明を受け、連帯保証人としての責任について理解いたしました。

連帯保証人 住所
氏名 印